



News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/>
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）

鈴木 秀 廣

平成30年度からの「無期転換ルール」の本格化まであと2年！

労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換申し込みが2年後の平成30年度から本格的に行われます。

無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに労働者の申し込みによって使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールのことです。

【無期転換ルールの導入に向けた厚生労働省の8つの支援】

- ① 無期転換制度の導入支援のための「モデル就業規則」の作成
- ② 無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入を検討する企業へのコンサルティングを実施
- ③ 無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」6 / 23 水戸市実施
- ④ 無期転換制度や「多様な正社員制度」についてのシンポジウムを開催
- ⑤ 先進的な取り組みを行っている企業の事例を厚生労働省のホームページなどで紹介
- ⑥ 無期転換制度の導入手順など紹介するハンドブックを作成
- ⑦ キャリアアップ助成金を拡充
- ⑧ 労働局（雇用環境・均等室）に専門の相談員を配置

いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q & A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）

高橋 勉

Q. 研修医に残業代を支給すべきですか。

A. 名前が研修となっているので学生の延長線上にあると思われがちですが、れっきとした労働者であるとした裁判例（「関西医科大学研修医事件」平成17年6月3日判決）があり、研修医も労働者であることに違いは有りません。

したがって、1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えた時間については、25%以上の割増賃金を支給します。

しかし、自らの勉強のために居残って調べ物をしたり、論文を書く時間は上司の指示命令によるものではない限り自己研鑽とみなされ、労働には当たらず、割増はもちろんのこと、賃金の支給も不要となります。

研修医の方々には、この区別を理解いただくよう説明してください。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。